

決議案第6号

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事に対する決議について  
別紙、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事に対する決議を、宝塚市議会  
において決議されたく、宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

令和4年(2022年)10月7日

宝塚市議会議長 三宅浩二様

(発議者)

宝塚市議会議員	田中こう
同	大川裕之
同	藤岡和枝
同	池田光隆
同	梶川みさお
同	寺本早苗
同	北山照昭
同	田中大志朗

## 宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事に対する決議

現施設の老朽化が進んでいる現在、新ごみ処理施設等の整備運営は、近年における宝塚市の最大の課題の一つと言っても過言ではない。この課題に対し、DBO方式を採用することによって、民間のノウハウを活用し、より質の高い整備や安定的な運営が行われることを目指していると考えられるが、そのためには、事前にリスクに対応したスキームを作り上げておくこと、継続的なモニタリングを行い、問題を即座に改善することが重要である。

また、DBO方式は、金融機関の監視・介入がないため、PFIと比べると市が自ら対処しなければならないリスクも多く保有しており、それらを洗い出して、対応策を用意しておく必要があることを忘れてはならない。

本事業は25年間にもわたる長期の事業であるため、現在想定していないリスクが顕在化することや事業者の提案どおりにいかないこと、人為的なミスから起こるトラブルなど、様々な事態が起きるであろうことは容易に想像できる。

よって以下の3項目について対応を求める。

- 1 現施設の解体作業並びに建設作業が実施される際には、周辺住民への周知徹底や作業による影響を確認する体制をつくること。
- 2 不測の事態における対処能力やモニタリングに必要な専門性が低下しないよう、組織としてノウハウが蓄積され、かつ継承されていく体制を構築すること。
- 3 今後の本事業の進捗や推移を監視するため、議会もしくは委員会に対し、定期的な報告を行うこと。

以上決議する。

令和4年(2022年)10月7日

宝塚市議会